第２期 久万高原町
子ども・子育て支援事業計画

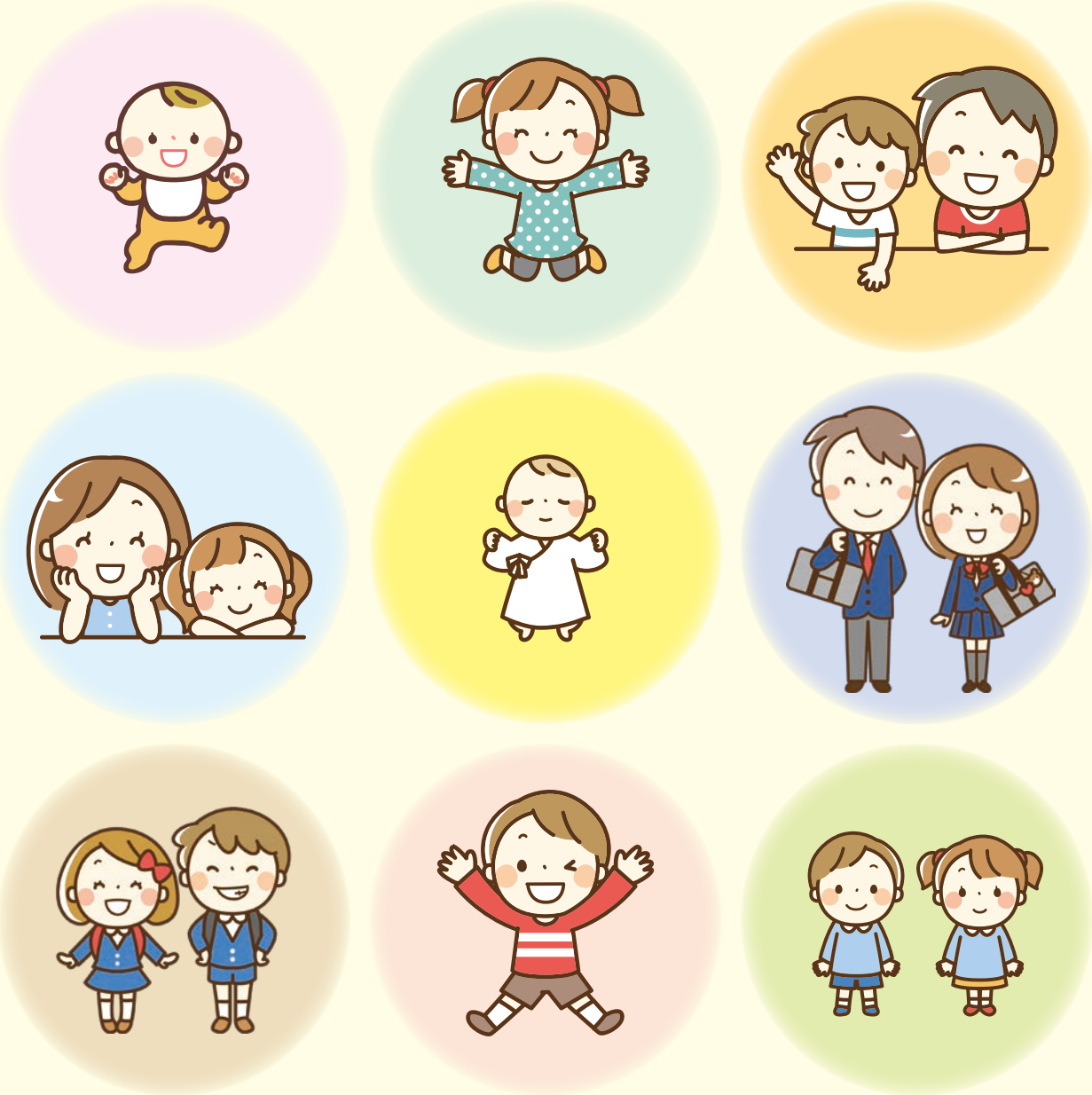

令和２年３月

久万高原町

第２期　久万高原町
子ども・子育て支援事業計画

久万高原町

はじめに

わが国の少子高齢化は歯止めがかかることなく年々進行しており、従来の社会システムを再考しなければならない状況になってきています。このような状況下で、「子ども･子育て支援法」に基づく新制度が施行され、５年が経過しました。

この間、国においては平成 29 年 12 月の「新しい経済政策パッケージ」において、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を加速化させるとともに、幼児教育の無償化や高等教育の無償化等の政策を盛り込み、子どもや子育て世代へ大きく政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型とする改革を進めています。その一方で、家庭環境の複雑化や多様化等により、痛ましい児童虐待の報道が増加しており、制度的な支援だけでなく、一人ひとりの子育てに寄り添う社会的支援が求められる状況になってきています。

こうした国の動きの中､本町の少子高齢化は一層進行し､高齢化率は 45%を超えて、住民の半数が高齢者となる状況がすぐそこまで来ています。このように少子高齢化が進行している一方で、共働き家庭の増加をはじめ就労形態の多様化や世帯構成の変化から、保育ニーズはむしろ高まっており、本町としても支援体制を考えていかなければなりません。

本町では、これまで「子ども･子育て支援法」の施行に伴い、「久万高原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援のための施策の拡充に取り組んでまいりました。このたび５年間の取り組みや社会情勢の変化、国の動向を踏まえつつ、当事者にとってより良い環境を実現することをめざして「第２期久万高原町子ども･子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、さまざまな場面で支援策を提供することにより、安心して子どもを生み育てることのできる環境の実現を目指してまいります。住民の皆様をはじめ子育てにかかわる関係者の一層のご支援、ご協力を賜るとともに、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました久万高原町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、基礎調査にご協力いただきました住民や事業所の皆様に心からお礼申し上げます。

令和２年３月

久万高原町長　河野　忠康

目次

第1章　計画の策定にあたって 1

第1節　計画策定の目的 1
第2節　計画の位置づけ 1
第3節　計画の期間 2

第2章　子ども・子育てを取り巻く現状 3

第1節　統計からみる久万高原町の現状 3
第2節　アンケート調査からみられる久万高原町の現状 7

第3章　計画の基本的な考え方 10

第1節　計画の基本理念 10
第2節　子どもの人口の見通し 11
第3節　教育・保育提供区域の設定 11
第4節　基本方針 12
第5節　施策の体系 14

第4章　分野別施策の展開 15

第1節　子どもの生きる力を育成します 15
第2節　子育て家庭を応援します 25
第3節　地域の良さを活かした連携を推進します 34

第5章　子ども・子育て支援サービスの見込量 39

第1節　需要量の算出方法 39
第2節　推計人口 39
第3節　幼児教育・保育の需要量と確保方策 40
第4節　地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策 41
第5節　確保方策推進にあたっての考え方 46

第6章　計画の推進 47

第1節　計画の推進にあたっての役割分担と連携 47
第2節　計画の進行管理 48

資料編 49

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の目的

久万高原町（以下、「本町」という。）では、平成 27 年３月に５年間を１期とする「久万高原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第１期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援を推進してきました。

第１期計画では、子ども・子育て支援新制度の施行とあわせ、幼児教育・保育の一体的提供や多様な保育ニーズへの対応の検討、児童虐待の早期発見・早期対応に向けた体制整備などに取り組んできました。

しかしながら、核家族化や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭の生活の実態が多様化するなかで、課題も多様化しています。また、人口減少・少子高齢化が、国の 20 年以上先を行く本町は、子どもを支えるべき地域の住民が減少しており、子どもを中心とした支え合いの体制を再構築していくことが求められています。

「第２期久万高原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、第１期計画で進めてきた取り組みを継承しながら、これからの社会の担い手となる子どもたちをより一層地域全体で支えるための体制づくりを進めることを目的として、策定します。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、「久万高原町総合計画」と「久万高原町地域福祉計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援に関する分野別計画として策定しています。

また、第１期計画を踏襲し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として需給計画を策定するだけでなく、次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもの最善の利益のための本町の施策をまとめ、盛り込みます。また、本町の推進する個別計画の、子ども・子育て支援の視点のある施策についても盛り込むことにより、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合する計画とします。

第2期久万高原町子ども･子育て支援事業計画の位置付け

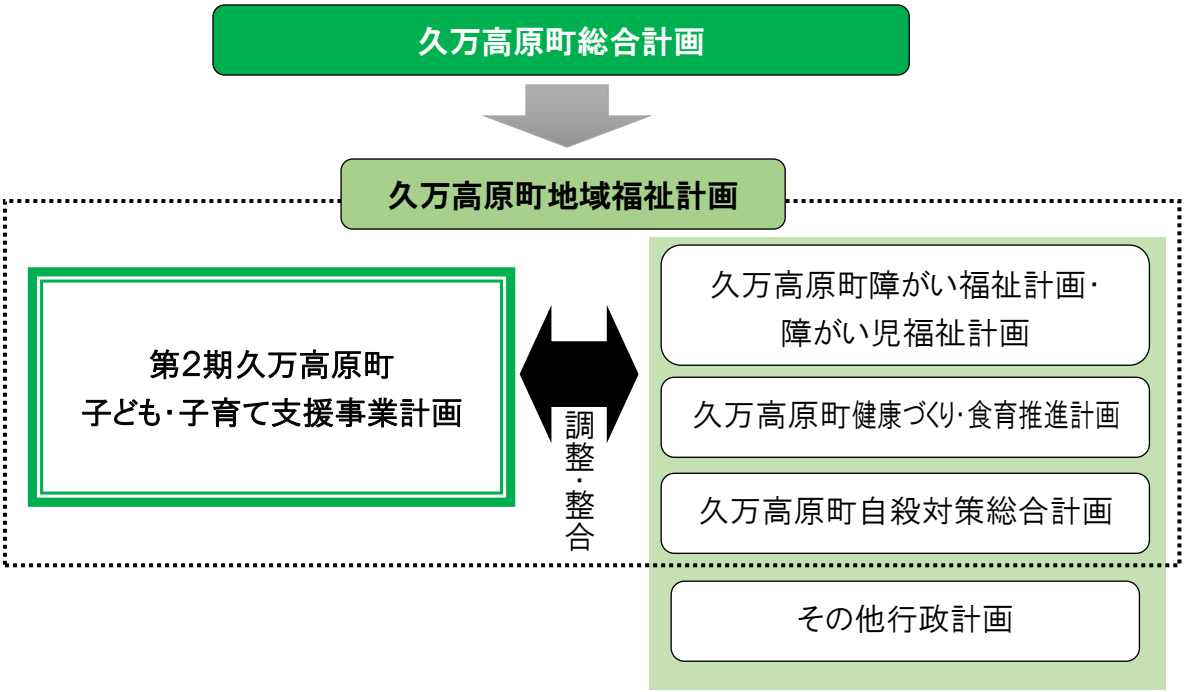

第３節　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

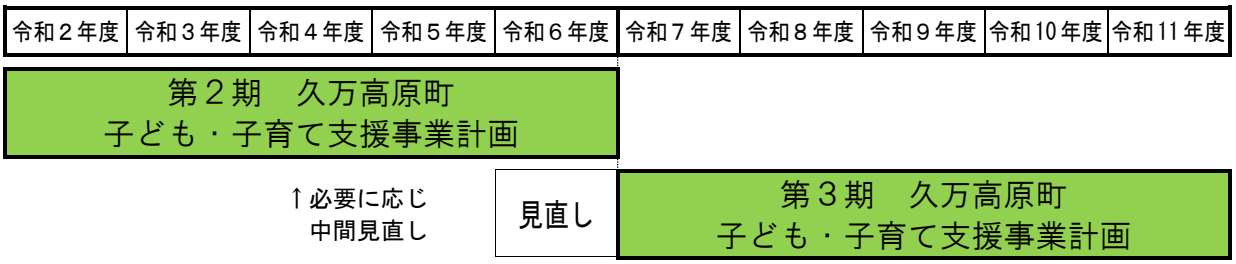

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

第１節　統計からみる久万高原町の現状

１　総人口の推移

国勢調査による平成 27 年の本町の人口は 8,447 人で、15 歳未満人口は 728 人となっており、いずれも長期的に減少傾向が続いています。

年齢3区分別人口の推移

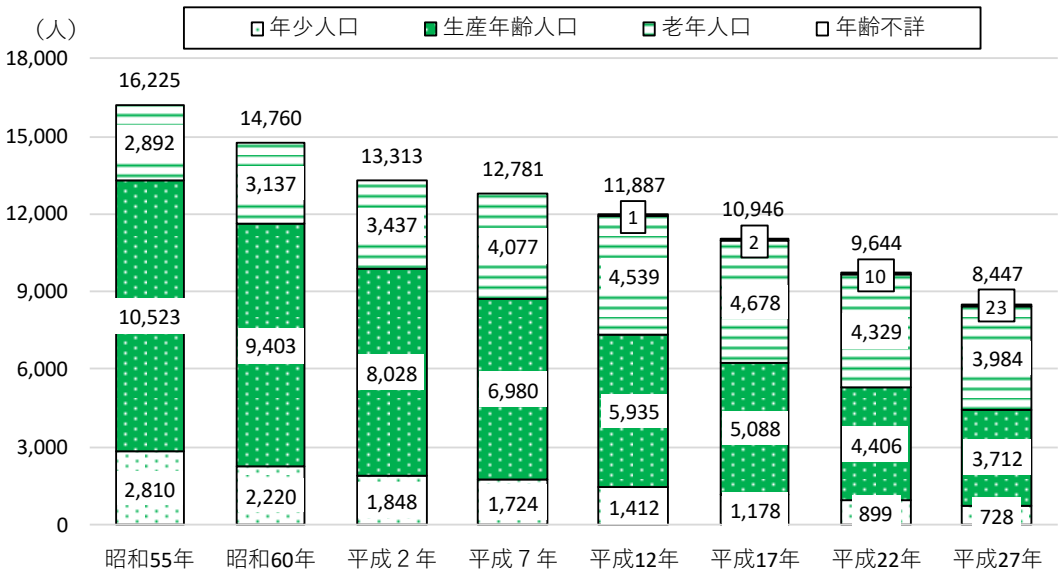

資料：国勢調査

２　人口動態

近年の人口動態をみると、出生は年間に 20 人～40 人程度、死亡が年間 200 人前後で推移しており、人口減少の要因として、死亡による自然減が強く影響していることがうかがえます。

人口動態の推移

	人　口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 23 年	42	196	−154	237	299	−62	−216
平成 24 年	41	187	−146	223	257	−34	−180
平成 25 年	35	208	−173	249	315	−66	−239
平成 26 年	39	190	−151	216	345	−129	−280
平成 27 年	37	209	−172	256	324	−68	−240
平成 28 年	39	222	−183	250	324	−74	−257
平成 29 年	24	191	−167	211	277	−66	−233

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

3　世帯類型

本町内の世帯類型は、単独世帯の割合が高まってきています。

また、18 歳未満の親族のいる世帯数は、平成 27 年では 502 世帯で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

世帯類型等の推移

	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
単独世帯	1,184	1,301	1,468	1,550	1,555	1,519
核家族世帯	3,401	3,294	3,136	2,912	2,587	2,273
夫婦のみの世帯	1,941	1,861	1,778	1,621	1,476	1,263
夫婦と子どものみの世帯	1,148	1,101	1,014	925	793	687
ひとり親と子どものみの世帯	312	332	344	366	318	323
三世代世帯	364	284	228	167	153	104
その他の世帯	385	390	305	241	159	143
合計	5,334	5,269	5,137	4,870	4,454	4,039

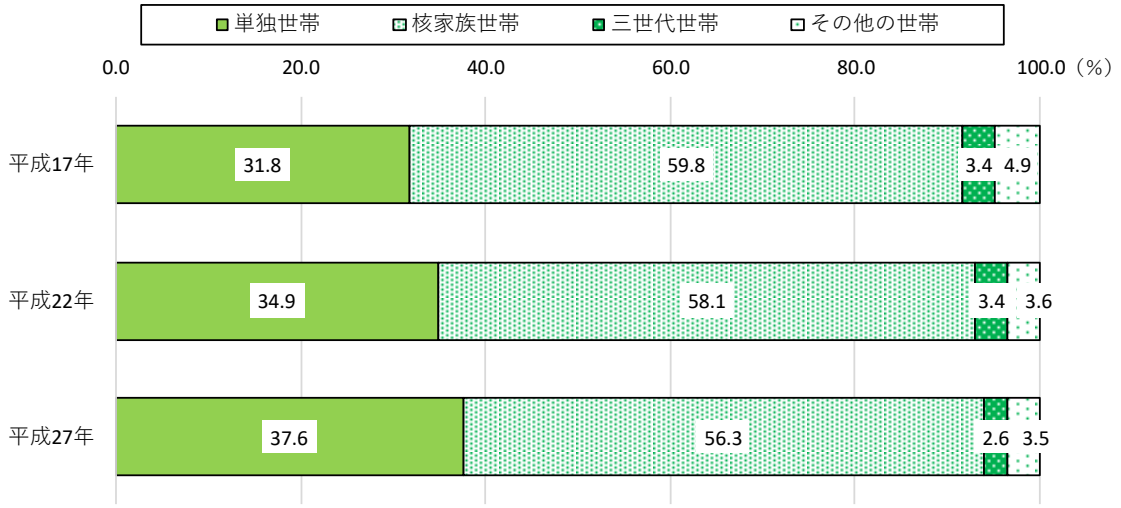

資料：国勢調査

18 歳未満の親族のいる世帯数の推移

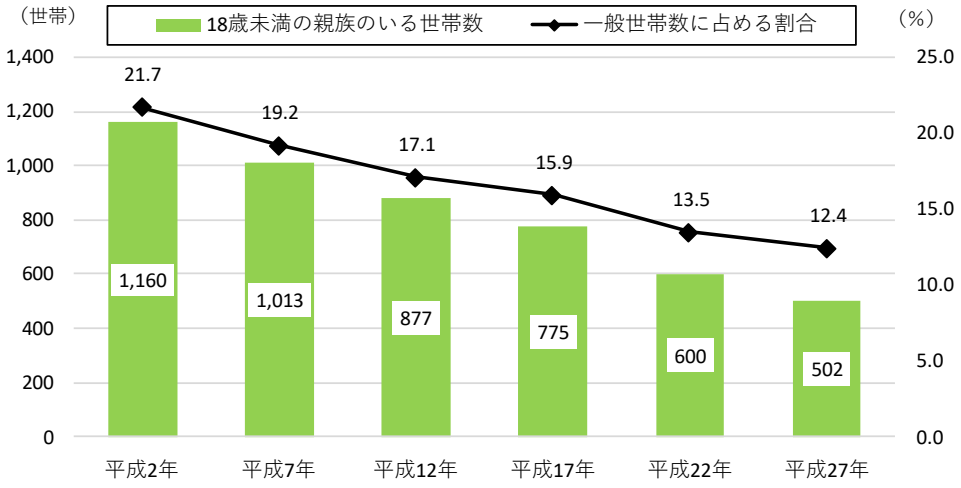

資料：国勢調査

４　女性の就業状況

平成 22 年と平成 27 年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、子育て世代である 25～44 歳の女性の就業率はあまり変わっておらず、45 歳以上の女性の就業率が大きくあがっています。

また、平成 27 年について、本町と全国を比較すると、本町の就業率は、男女とも 20 歳以上はいずれの年代も全国値を上回っており、共働き世帯が多いことがうかがえます。

女性の就業率

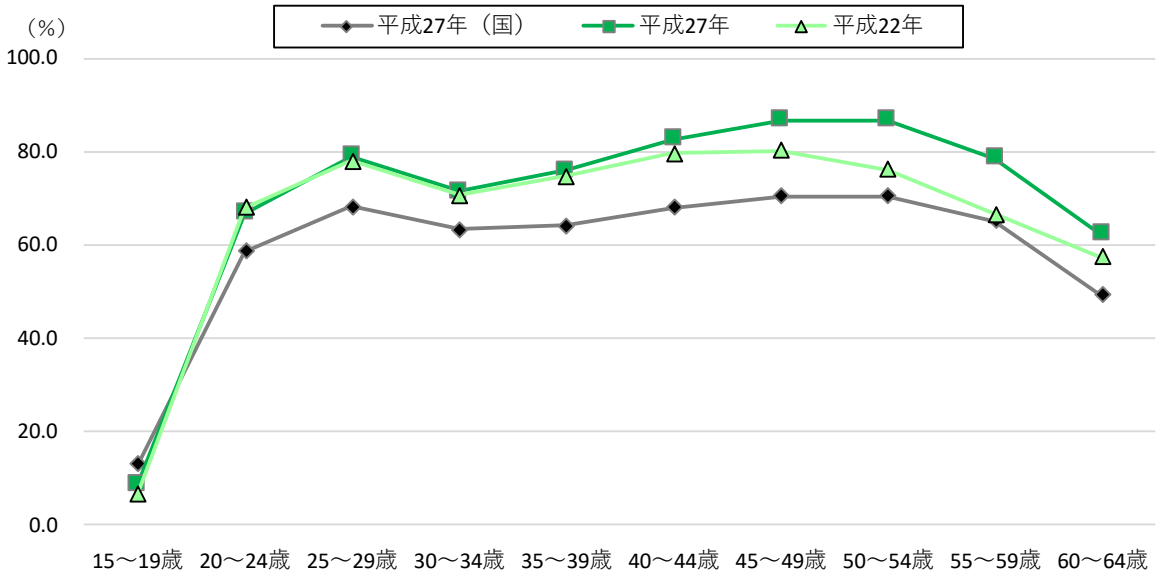

資料：国勢調査

５　幼児教育・保育の利用状況

町内で幼児教育・保育を提供する施設は町立幼稚園が９園、私立認定こども園（平成 29 年時点では私立保育園）が１園あります。利用状況は次のとおりです。認定こども園の利用は増加傾向にあり、幼稚園の利用も横ばいで、全体的に幼児教育・保育へのニーズは高まっているといえます。

認定こども園（保育園）と幼稚園の園児数の推移

認定こども園（保育園）	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	6	2	6
1 歳児	15	11	15
2 歳児	16	17	17
3 歳児	9	15	19
4 歳児	8	8	17
5 歳児	19	8	11
合計	73	61	85

※４月１日入園者数（１号認定含む）

幼稚園	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	－	－	－
1 歳児	－	－	－
2 歳児	－	－	－
3 歳児	22	27	22
4 歳児	26	24	29
5 歳児	23	23	21
合計	71	74	72

※５月１日入園者数

施設別の園児数

区分	認定こども園名	平成 31 年
私立	久万	85
合計		85

区分	幼稚園名	平成 31 年
町立	明神	2
	久万	35
	畑野川	11
	直瀬	4
	父二峰	8
	おもご	3
	仕七川	4
	美川	3
	柳谷	2
合計		72

６　放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、３クラブを１施設内で実施しています。平成 31 年度は 69 人が利用しています。

放課後児童クラブの利用児童数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 年生	11	17	11
2 年生	21	12	18
3 年生	11	17	12
4 年生	9	11	14
5 年生	6	7	7
6 年生	2	7	7
合計	60	71	69

※４月１日登録児童数

第２節　アンケート調査からみられる久万高原町の現状

本計画策定の基礎資料とするため、平成 31 年２月に、町内の小学生以下の子どもがいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。回収数は 216 世帯、児童 361 人分となっており、主な結果は以下の通りです。

１　日常的な支援の有無

日常的もしくは緊急時に子どもをみてもらえる親族、あるいは友人・知人が、いずれもいない方が 8.8%おられました。こうした保護者に対し、保育の利用につなげるだけでなく、子育ての負担感を軽減する取り組みが必要です。

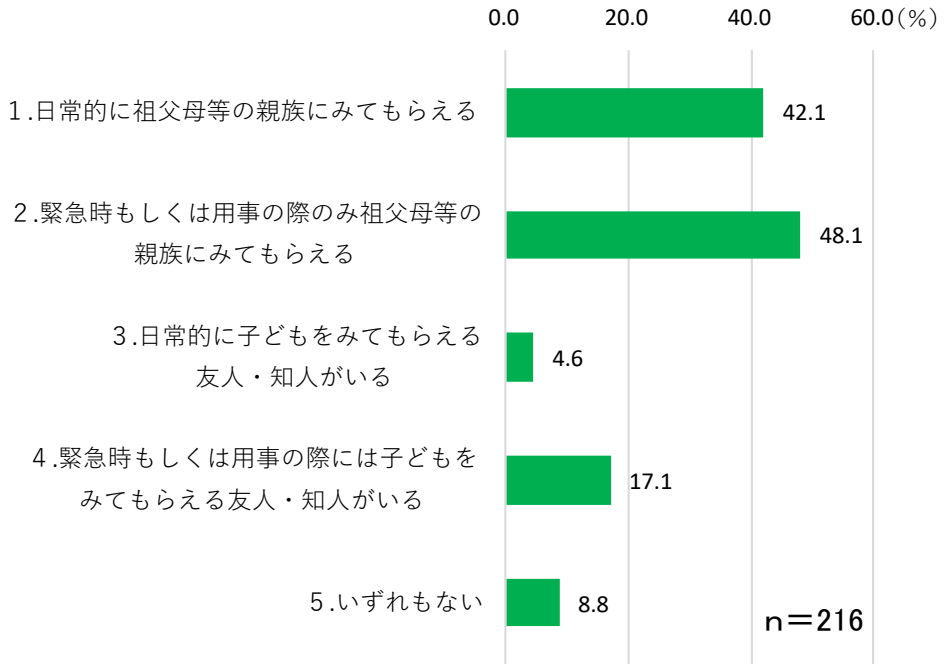

２　母親の就労状況

本町は女性の就業率が高いことは前述したとおりですが、子育て中の保護者に対した本アンケートにおいても、79.9%の方が就労している（うち 6.1%が産休・育休・介護休業中）と回答しています。

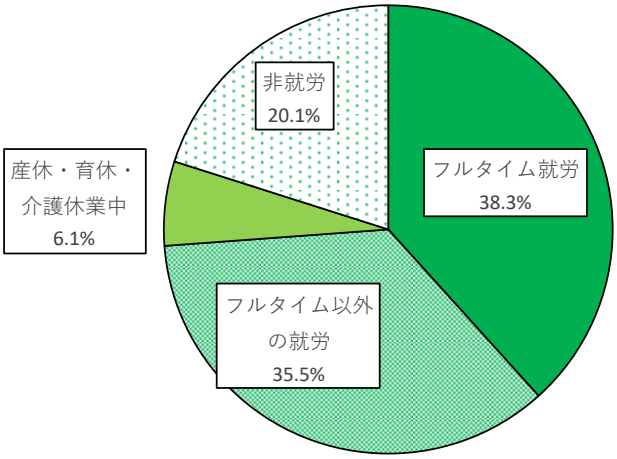

n＝214

３　幼稚園、認定こども園に望むこと

幼稚園、保育園に望むことについては、５年前の調査と大きくは変わらない結果となっており、「友だちとのびのびと遊ぶこと」、「自然体験など多様な体験をすること」の順に回答が多くなっています。

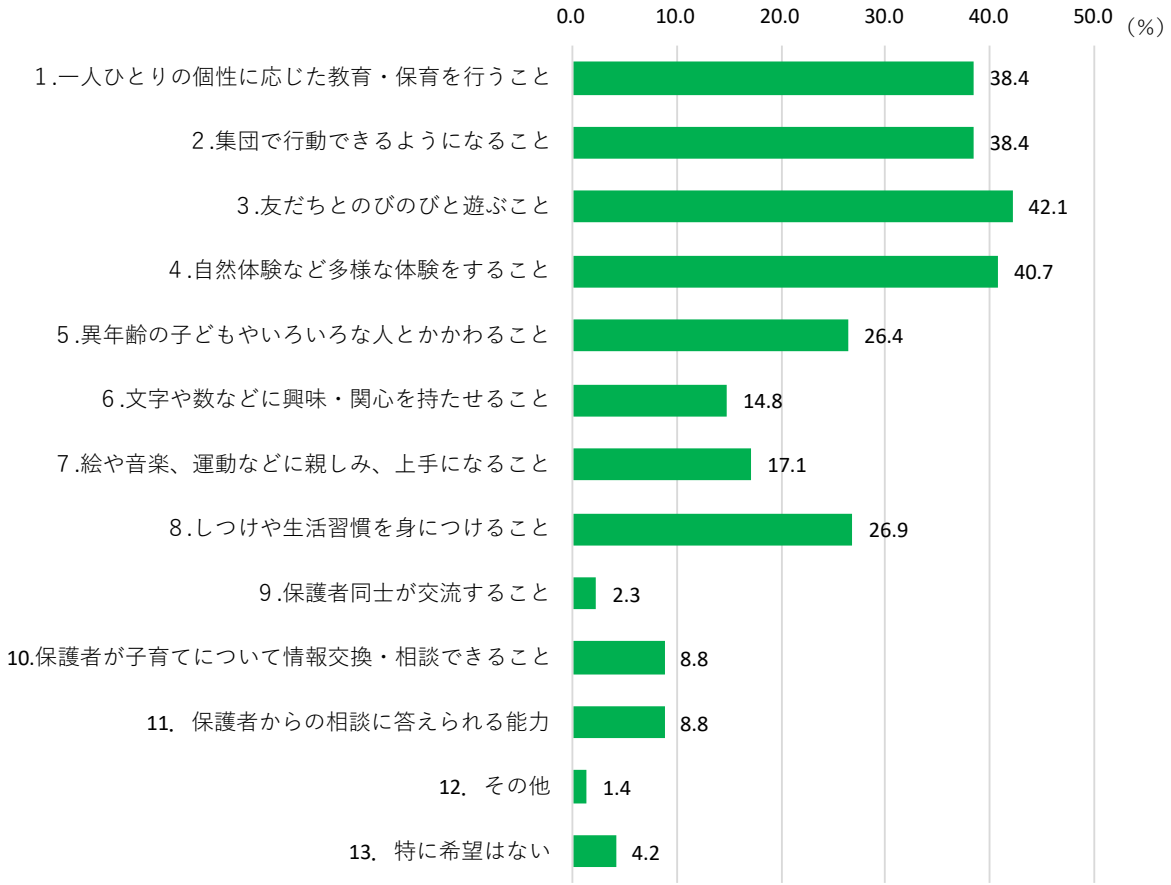

４　久万高原町の子育て環境

本町が子育てしやすい環境であると感じているかについては、21.8%の方が「そう思う」、46.3%の方が「どちらかというとそう思う」と回答しており、７割近くの方が好意的なイメージを抱いています。

しかし、５年前の調査と比較すると、子育てしやすいと感じる方（「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の合計）は、10%以上低下しています。

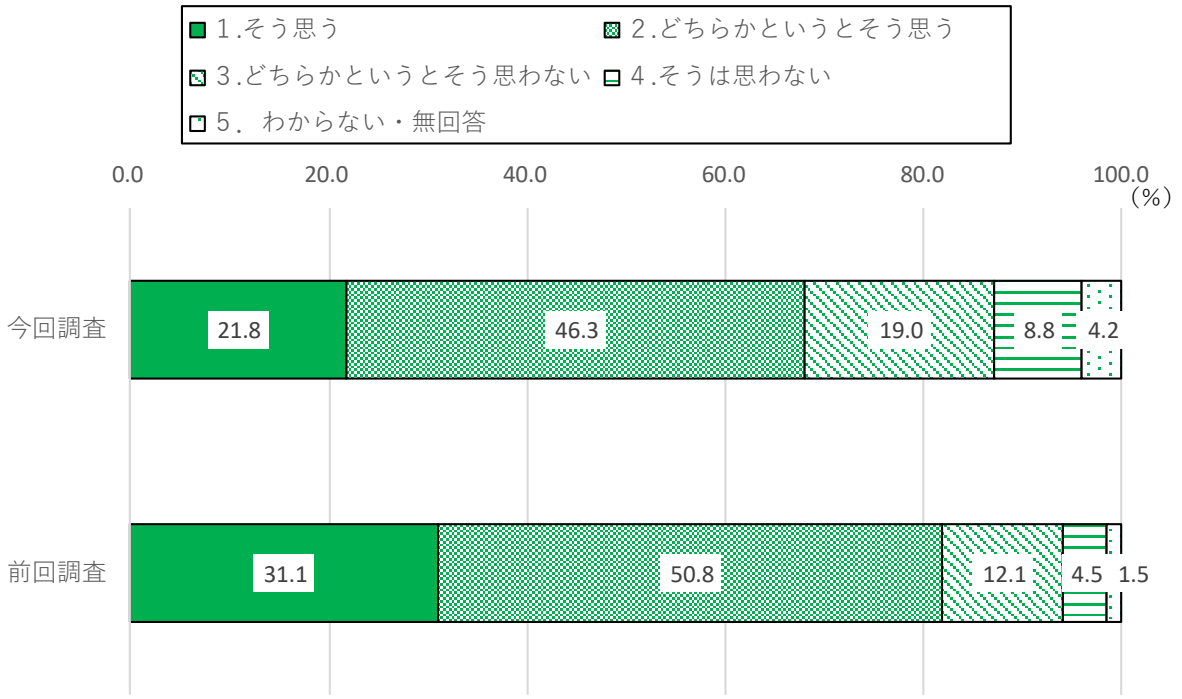

５　企業・団体等の支援状況

町内の企業・団体等に対して、ワーク・ライフ・バランスのための支援の状況について、アンケート調査を行いました。

回答のあった全ての企業・団体において、なんらかの取り組みがされてはいたものの、従業員のご家庭の状況（子どもの有無や年齢）について、必ずしも全ての企業・団体等が把握しているわけではありませんでした。

個人のご家庭の事情に無理に立ち入ることは適切ではありませんが、適切な支援が受けられるよう、活用できる制度等があることについての認識を促し、家庭と仕事の両立支援に取り組む必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念

「第１期久万高原町子ども・子育て支援事業計画」では、「地域でのふれあいから みなが輝く ひとづくり」を基本理念に定めました。計画策定から５年、本町は子どもにとっての最善を考え、多様な取り組みを行ってきました。しかし、その間も地域の人口減少は進み、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下が課題となっています。コミュニティの縮小の中で子どもをいかに地域で育てていくのか、あらためて考えなければいけない局面に来ているといえます。

このため、これまでの制度や組織体系、関係性にとらわれず、今ここにいる子どものためにできることを考え、みんなで横断的な支援体制を整えていく必要があります。子どものことを中心に考えることで、親だけでなく地域も育っていけるといえます。

こうした理想・願いを込めて、本計画では次のとおり基本理念を掲げます。

■基本理念

子ども･親･地域　共に育ち支え合う　久万高原

第２節　子どもの人口の見通し

住民基本台帳人口をもとに「コーホート変化率法」を適用した結果、計画期間における子どもの人口の見通しは以下の通りとなります。

年齢	平成 31 年 令和元年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	36	30	30	28	28	26
1歳	29	39	31	31	30	30
2歳	32	29	38	30	30	29
0～2歳小計	97	98	99	89	88	85
3歳	43	35	30	41	32	32
4歳	47	46	37	32	43	34
5歳	31	43	44	35	30	40
3～5歳小計	121	124	111	108	105	106
6歳	33	31	44	44	37	30
7歳	44	33	31	44	43	37
8歳	41	43	32	30	43	43
6～8歳小計	118	107	107	118	123	110
9歳	41	40	42	31	30	42
10歳	45	40	39	41	31	30
11歳	42	43	39	38	40	30
9～11 歳小計	128	123	120	110	101	102
合計	**464**	**452**	**437**	**425**	**417**	**403**

※平成 31 年は4月1日時点の実績

第３節　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町は、平成 16 年８月１日、いわゆる平成の大合併により、久万町・面河村・美川村・柳谷村が合併して現町域となりました。面積は愛媛県内市町で最大となっていますが、そのうち９割近くを山林が占めています。

「第１期久万高原町子ども・子育て支援事業計画」においては、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域は全町一区域と設定しています。町内の子どもの数は依然減少が予想されることから、本計画においても引き続き全町一区域とします。

第４節　基本方針

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うことが重要です。そのため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育ち・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、本町では子ども・子育て支援施策を展開します。展開にあたっては、子どもの最善の利益の実現のために地域で子どもを育てるという考えのもと、「子ども」、「親（家庭）」、「地域」を支援対象と考え、３つの基本方針を柱として総合的に施策を推進します。

１．**子どもの生きる力を育成**します

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

また、子どもの人権を尊重しながら個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図るとともに、心身の健やかな成長の支援を通して子どもがいきいきと育つまちを目指します。

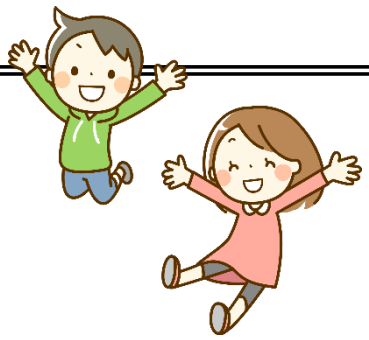

２．**子育て家庭を応援**します

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子の成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族が作られることが大切です。

子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりを進めます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めます。

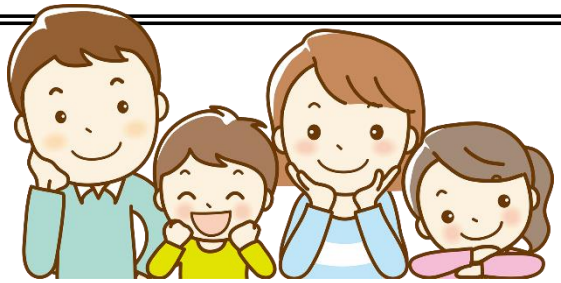

３．地域の良さを活かした連携を推進します

子どもは社会全体の宝であり、子どもの誕生や健やかな成長を地域でも支援していく必要があります。また、子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、子育てに負担を感じている保護者が増加している中、子育てを支える地域のネットワークづくりが一層重要になっています。

あらゆる立場の人が、地域住民としてともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。子どもがいきいきと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き暮らせるような、地域が進んで支えあうまちを目指します。

第５節　施策の体系

基本方針に基づく基本施策は次に示すものとします。本体系に基づき、各種施策や事業を展開していきます。

＜基本理念＞

子ども・親・地域　共に育ち支え合う　久万高原

＜基本方針＞	＜基本施策＞
1. 子どもの生きる力を育成します	（1）遊び場・子どもの居場所づくり （2）健全育成・いじめ・不登校対策 （3）こころと体の健康づくり （4）子どもの心身の育ちを助ける食育の推進 （5）人間性や個性を育む環境整備 （6）障がい児支援
2. 子育て家庭を応援します	（1）切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策 （2）相談支援・情報提供 （3）地域における多様な保育ニーズ等への対応 （4）児童虐待防止対策 （5）家庭の教育力の向上 （6）子どもの未来応援（子どもの貧困対策）
3. 地域の良さを活かした連携を推進します	（1）安全・安心なまちづくり （2）仕事と子育てが両立できるまちづくり （3）人材育成・子育て支援 （4）地域で育てる体制づくり （5）木育の推進

第４章　分野別施策の展開

第１節　子どもの生きる力を育成します

１　遊び場・子どもの居場所づくり

施策の背景

本計画の基礎調査として行ったアンケート調査結果によれば、小学生以下の保護者、特に母親が就業している割合が約８割となっており、かつてよりも親が子どもに接する時間は短くなっているものと考えられます。

このため、子どもがのびのびと遊び、子ども同士の関係性の中で自己形成をしていけるように、気軽に来れる遊び場・居場所をつくります。

＜施策の展開＞

(1)遊び場･子どもの居場所づくり	１－１　児童館活動の推進 １－２　放課後児童クラブの推進 １－３　遊び場の提供 １－４　放課後子ども教室の推進

＜具体的施策＞

１－１　児童館活動の推進

本町の児童館（NIKONIKO 館）は、久万こども園、地域子育て支援センター（HappyHouse）と併設されており、多世代の子どもたちが交流できる総合児童交流拠点ともいうべき事業展開を行っています。

家族のあり方が変化している中で、全ての子どもがありのままの自分を肯定的に受け入れられる場所や安心してくつろぐことのできる場所が必要です。子どもがそれぞれの成長段階で、安心していきいきと過ごすことができる場とします。

また、若者と子どもたちの多世代交流の場や次世代のリーダーとなる人材育成、ひきこもりや不登校児童の社会との接点としての機能など、若者支援の場とします。

児童館の運営状況	１か所（NIKONIKO 館） 開所時間 水・木 13:00～17:00　土 9:00～17:00

１－２　放課後児童クラブの推進

就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学生に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。

本町では、児童館（NIKONIKO 館）にて本事業を実施しています。本町の子どもの数は減少しているため、今後の利用の実態をみながら慎重に事業のあり方を検討します。

また、全ての小学生が放課後を安心・安全に過ごし、放課後の活動と交流を通じた学びや体験の場となる居場所づくりを推進するため、運営にあたっては「子どもの成長支援の場であること」という視点をもとに推進していきます。

放課後児童クラブ（学童保育）の運営状況	１か所（NIKONIKO クラブ） 定員 90 人（３クラブ相当） 開所時間 平日 学校終了～18:00　土 8:00～17:30 長期休暇期間 8:00～18:00 特別保育として 7:00～8:00、18:00～18:30 も利用可 （別途利用料がかかります） 対象者 小学校１～６年生 利用料 １年生：6,000 円　２年生以上：5,500 円

１－３　遊び場の提供

子どもたちが、身近な地域でのびのびと安心して遊ぶことのできる公園、広場の整備を図ります。

また、遊具の点検・改修を実施し、地域における子どもの遊び場の適切な維持管理に努めます。

加えて、園庭・校庭の開放により、子どもの遊び場確保に努めます。

１－４　放課後子ども教室の推進

家庭環境の変化により、子どもたちが多様な体験をする機会が減少していることが懸念されます。

本町では、放課後児童クラブと連携し、学校・家庭・地域連携推進事業を活用して放課後子ども教室を実施しています。

今後、全ての地域の子どもが利用しやすい運営方法を検討し、子どもの自己形成につながる多様な体験活動を推進します。

実施状況	放課後子ども教室　１か所（NIKONIKO 館内）

２　健全育成・いじめ・不登校対策

施策の背景

家庭環境の変化の中で、親が子どもと接する時間が減少していることが懸念され、子どもが成長していく過程で発生してくる悩みについて、家族以外にも受け止められる地域の体制が求められます。

友だちのこと、家族のこと、勉強や将来などについて、不安に感じたり悩んだりしたときに、子ども本人から安心して相談できるよう、身近な大人や地域の大人たちが子どもの悩みや不安を受け止める体制を整えるとともに、様々な機関の相談先について情報共有できるよう支援者間の連携を深めます。

＜施策の展開＞

(2)健全育成･いじめ･不登校対策

→

２－１　専門相談員の配置
２－２　いじめSTOP愛顔(えがお)の子ども会議
２－３　校区別青少年育成協議会

＜具体的施策＞

２－１　専門相談員の配置

本町の久万・美川の両中学校区において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援を実施しています。多様な相談を受けて、早期に関係機関と連携・対応することで、いじめや不登校の防止につなげます。

２－２　いじめＳＴＯＰ愛顔（えがお）の子ども会議

毎年、町内の学校を対象に、県と連携しながら「いじめＳＴＯＰ愛顔（えがお）の子ども会議」を実施しています。（町内年１回、町外年１回）

年度ごとに各校の重点目標を決め取り組んできたことをもちより、会議後各校にもち帰ります。児童生徒一人ひとりが、いじめ問題に向き合い、自らの意識を見つめ直します。各校代表者は、意見交換や演習を通して、いじめ撲滅の中心的なリーダーとしての自覚を高めます。さらに、この会議を広く周知することで、地域総がかりで子どもの人権を守る気運の醸成を図ります。

２－３　校区別青少年育成協議会

子どもの不安や悩みが深刻化する前に、地域の関係機関が連携して、十分な支援を行う必要があります。

このため、校区別に組織された青少年育成協議会において、地域の関係機関等が情報共有し、子どもや若者一人ひとりの課題に対する支援に取り組みます。

３　こころと体の健康づくり

施策の背景

子どもの生命の保持と穏やかな生活の確保のため、一人ひとりの子どもの健康の保持増進に取り組む必要があります。特に、社会環境が多様化する中で、それぞれの家庭での子どもの健康管理も難しくなっています。

また、本町は自殺死亡率が高いのが現状であり、こころのケアについては特に重点的に取り組む必要があります。

子どもが自らの健康に関心を持ち、健やかに成長ができる環境づくりに取り組みます。

＜施策の展開＞

(3)こころと体の健康づくり	３－１　小児生活習慣病対策 ３－２　性教育の推進 ３－３　思春期メンタルヘルスの推進

＜具体的施策＞

３－１　小児生活習慣病対策

本町の小児生活習慣病健診の結果によれば、小中学生の約１割に、何らかの介入が必要であると判定されています。

将来の生活習慣病の発症を予防するため、保健センターでは、管理栄養士が中心となり幼少期から学童期、思春期、さらには生涯を通じた、望ましい生活習慣を身につける健康教育を行います。各学校においては、栄養教諭や養護教諭を中心として、健康生活に必要な食事・清潔・睡眠・運動・衣服等についての正しい習慣・態度の育成を推進するとともに、家庭及び社会の健康状態の改善に協力していきます。

３－２　性教育の推進

近年、インターネットの普及により、子どもたちが性に関する情報にふれる機会がかつてよりも早まっていると考えられます。

10 歳代の望まない妊娠や人工妊娠中絶、出産後の乳幼児虐待等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及と「命」を大切にする教育を推進します。また、乳幼児健診の場においてパンフレット等の配布による親への啓発や、関係機関の性教育の共通理解を図り、適切な性教育を実施していきます。学校においては養護教諭中心に、発達段階に応じた「性教育」の実践に町全体で取り組んでいきます。

３－３　思春期メンタルヘルスの推進

近年、若年層の自殺も社会的な問題となっており、子どものこころを守る取り組みが重要となっています。

困難やストレスに直面した子どもが適切に対応できるよう、こころの病気に関する知識の普及啓発やこころの病気の早期発見・早期支援につなげる体制づくりに取り組みます。

また、保健センターでの相談事業などを活用し、関係機関が連携して子どものこころの安定と保護者が抱えている子育ての不安や悩みの解決のためのサポートを行います。

４　子どもの心身の育ちを助ける食育の推進

施策の背景

食生活は心身の健康維持の基本であり、子どもが良好な食生活習慣を身につけることで、将来にわたっての健康管理につなぐことができます。

本町の調査によれば、親の生活に合わせて食生活が不規則になる子どもや、朝食を食べない子どもがみられ、子ども・親ともに、規則正しい生活習慣の重要性を認識すべき状況にあります。

また、四国の中では冷涼な本町の気候に育まれた地元食材のおいしさや、手作りで伝えられてきた本町の郷土料理のぬくもりを感じることで、郷土への意識・愛着を醸成することができ、心の豊かさを育むことが必要です。

＜施策の展開＞

(4)子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	４－１　食による健康の増進 ４－２　子どもの食育 ４－３　郷土料理の継承と地産地消の推進

＜具体的施策＞

４－１　食による健康の増進

早寝・早起き・朝ごはんの定着を、家庭・学校・地域等と連携して推進します。また、ターゲットを絞った料理教室（親子、男性等）を開催し、それぞれの課題に応じた食事や調理方法の普及に努めます。

４－２　子どもの食育

生涯にわたっての望ましい食生活を身につけるため、子どもの食育を推進します。「もぐもぐすくすく教室（歯と離乳食の教室）」、「食育教室」等の食育活動や、学校栄養教諭との連携による、子どもの発達段階に応じた食育の推進に取り組みます。

４－３　郷土料理の継承と地産地消の推進

こども園や幼稚園、学校の給食メニューに郷土料理を取り入れたり、郷土料理について学ぶ時間を設けるなどし、郷土料理を身近なものとして感じてもらえるよう取り組みます。また、地域の様々な世代で交流しながら、郷土料理について知る機会を設けるよう努めます。また、学校給食などで、町内の農作物

を使用するよう努め、その情報を子どもたちに知らせたり、収穫体験を通して、地元産食材の良さを伝えたりします。

５　人間性や個性を育む環境整備

施策の背景

多感で行動範囲の限られている子ども時代においては、学習や読書活動、スポーツ・文化芸術活動、社会活動などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、社会性を育み、人間性や個性を高めていきます。またそうした体験を通じて、人は感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすることができます。

本町は、図書館や文化施設が充実しており、それらを活用することにより、子どもの多様な体験だけでなく、親子の交流の機会にもつながります。住民の利用を促し、子どもたちが人間性や個性を育める環境を整備します。

＜施策の展開＞

(5)人間性や個性を育む環境整備	５－１　図書館の活用促進 ５－２　教育･文化施設の活用促進 ５－３　人権教育の推進 ５－４　スポーツ活動の推進

＜具体的施策＞

５－１　図書館の活用促進

知識の取得・醸成や豊かな人間性の形成のために、読書は重要です。図書館ではブックスタート事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担っています。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、「おはなし会」を実施するとともに町内幼小学校へのおはなし会出前講座を実施し、本の面白さ、楽しさの普及に努めます。

また、来館のできない住民に対して、移動図書館車「やまびこ」を実施し、読書機会の充実に努めます。学校においても図書室の充実を図ったり、読書活動の時間を設けたりすることで、子どもの読書活動充実を図っていきます。加えて、町立図書館と連携し、読書の幅を広げていきます。

町立図書館利用登録者は、まつやま圏域（松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町）の市町立図書館も利用することができます。

町立図書館の運営状況	１か所 開館時間 9:30～18:00　（月曜休館日）

５－２　教育・文化施設の活用促進

本町は、美術館、山岳博物館、天体観測館、上黒岩遺跡考古館と、文化施設が充実しているといえます。親子で利用しやすいあすとろクラブやモモンガクラブなどの活動や、展示内容を工夫することで、子どもの体験機会や親子の交流機会の創出につなげます。

町内文化施設の運営状況	美術館 開館時間 9:30～17:00　（月曜休館日） 面河山岳博物館 開館時間 9:30～17:00　（月曜休館日） 12～３月は土日祝日のみ開館 天体観測館 開館時間 9:30～17:00　（月曜休館日） 夜間に観測会を開催（予約制） 上黒岩遺跡考古館 開館時間 10:00～17:00　（月曜休館日、12～３月休館）

５－３　人権教育の推進

幼稚園・認定こども園や小・中学校において、人権教育を核とした運営を基盤に、豊かな感性と思いやりの心を育み、自分に誇りと自信をもたせ、様々な人権問題に正面から向き合い、仲間と共に乗り越えることのできる「なかまづくり」を推進します。

また、保護者や地域の方々と人権問題について共に考える機会を確保するため、校区別人権教育推進大会や久万高原町人権啓発フェスティバルを充実します。

５－４　スポーツ活動の推進

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの活動を通じて、子どもたちの体力づくりを推進します。また、リーダー養成や指導者の育成などを積極的に支援し、スポーツを通して地域との連携を進め、地域住民や親子のふれあい・交流を促進します。

６　障がい児支援

施策の背景

発達の遅れを早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図るとともに、インクルーシブの理念に基づき、障がい児が地域の幼稚園・こども園・小学校において、適切な教育保育が受けられる体制を整備します。

また、医療の発達により、全国的に医療的ケア児の支援が課題となっています。本町においても、医療的ケア児に対しては、子どもとその地域生活を支えるため、医療、福祉等の関係機関の連携を促進し、総合的な支援を促進します。

＜施策の展開＞

(6)障がい児支援	６－１　発達相談 ６－２　発達障がい児支援 ６－３　障がい福祉サービス

＜具体的施策＞

６－１　発達相談

発達の遅れを早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、子どものライフステージに応じた相談支援を充実します。

また、相談内容に対し、子どもの障がい特性や成長に合わせて、その自立までを見通した切れ目ない支援が行われるように、関係機関と連携して対応します。

６－２　発達障がい児支援

幼稚園・こども園や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを推進するとともに、保健センター、教育委員会、療育、障がい児施設の職員との連携を密にし、子どもの障がいに関する相談に素早く対応できるよう努めます。特に本町では５歳児健診を実施し、就学に向けての支援の充実に努めます。

学校においては、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症など教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行うため、各園・校に特別支援コーディネーターを設置しています。また、県発達障がい者支援センター等の協力のもと、各学校において専門家による指導・助言等の相談支援の充実に努めます。

６－３　障がい福祉サービス

障がい児はその障がい特性によって必要な支援が様々で、それぞれに適切なサービスの提供を検討する必要があります。現状では町内にサービス事業所はありませんが、各関係機関と連携を取りながら対象者に情報提供するよう努めます。

また、近年、医療的ケア児※への支援が全国的な課題になる中、本町においても支援体制を検討する必要があります。

※医療的ケア児・・・　人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等

第２節　子育て家庭を応援します

１　切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

施策の背景

母子健康手帳発行時など、妊婦早期から出産・育児まで切れ目のない相談・支援を行うことで、母親の育児不安の軽減を図っていきます。特に初妊婦や出産後に両親の協力が得られないケースなど、育児不安につながりやすい場合は、相談支援、育児・家事支援、健康面での支援など、包括的な支援を進め、母親の孤立を防ぎます。

また、医療機関との連携を強化し、関係機関とのネットワークの構築を進め、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

＜施策の展開＞

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	１－１　妊娠期の支援 １－２　新生児期の支援 １－３　乳幼児期の支援

＜具体的施策＞

１－１　妊娠期の支援

母子健康手帳交付は、母親の心身の健康状態を把握する最初の重要な機会です。保健センターで手帳交付を行う際に、保健師が面接し妊婦健診や妊婦訪問指導などの情報提供を行い、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。

また、妊婦教室や相談の場の提供などを積極的に進め、出産やその後の育児に対する不安の軽減を図ります。特に、妊婦教室の開催により、親としての役割について考える機会の提供に努めます。

１－２　新生児期の支援

産後は、それまでと生活が変化し、母親の不安は高まりやすいと考えられ、家族等から家事や育児等の援助を受けられず、心身に不調や、育児の不安などから産後うつになるケースも懸念されます。

生後４か月までの乳児がいる全ての家庭に保健師が訪問し、育児に関する相談や、子育て支援の情報提供をします。また、養育支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携して支援していきます。

１－３　乳幼児期の支援

保健師や管理栄養士による子育てに関する様々な講座を実施しています。また、子どもの発育や発達の状態を把握して、個別に応じた健康管理や保健指導を行うことを目的に乳幼児健診を行っています。把握されたリスクのあるご家庭については、関係機関と連携して必要な支援へとつなげます。

予防接種については、出生後、子どもの免疫力が低下していくため、子ども自身が免疫力をつける助けが必要となります。予防接種に対する住民の正しい理解を促し、予防接種を推進します。

２　相談支援・情報提供

施策の背景

インターネットで子育てに関する情報が取得しやすい社会になっている反面、様々な情報が氾濫する中で、子どもの育ちを正しく理解し、必要に応じて本町の支援につなげていける体制づくりが必要です。

そのため、子どもの育ちや多種多様な子育て施策について、わかりやすく情報提供しながら、保護者が適切な支援を利用できるよう、相談支援を行います。

＜施策の展開＞

(2)相談支援・情報提供	２－１　子育て世代包括支援センター ２－２　地域子育て支援拠点事業 ２－３　子育て支援情報の発信

＜具体的施策＞

２－１　子育て世代包括支援センター

保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、保健師等が妊娠期から子育て期にわたる母子の支援に関する主な窓口として、切れ目ない支援を行います。

また、専門的な相談や子育て支援が必要な際には、関係機関と連絡調整し、早期の支援につなぐことで、育児不安の軽減を行います。今後は、子ども・子育て世代の切れ目ない支援及び子どもの育ちを総括的に支えるため、福祉と教育をつなぐ「子どもセンター（仮称）」設立に向けて研究を進めます。

子育て世代包括支援センターの状況	１か所（保健センター内；令和２年度開設予定） 従来の母子支援の機能を基本として、より関連機関との連携を強化する。

２－２　地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児を子育て中の保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で交流することを目的とした事業です。精神的な安心感を得ながら問題解決への糸口を探す機会を提供します。

町内においては、久万地区の地域子育て支援センター（HappyHouse）と美川地区の久万高原町つどいの広場の２か所で実施しています。

地域子育て支援拠点事業の状況	地域子育て支援センター（HappyHouse） 開所時間 平日 10:00～15:00（木曜のみ 17:00 まで） 土曜日 10:00～15:00（月１回実施） 久万高原町つどいの広場 開所時間 月・水・金 9:00～15:00

２－３　子育て支援情報の発信

子育てハンドブック、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報をわかりやすく提供します。

また、民間団体などで行われている情報誌に対しても、様々な情報を提供します。

３　地域における多様な保育ニーズ等への対応

施策の背景

共働き家庭の増加や保護者の就労形態の多様化などで、幼稚園やこども園そのもののニーズだけでなく、保育ニーズも多様化しています。

親族や地域に子どもを預かる人がいない保護者の不定期な保育ニーズや、急な私用や子どもの病気の際に対応する病児・病後児保育など多様な事業を提供します。

＜施策の展開＞

(3)地域における多様な保育ニーズ等への対応	３－１　延長保育事業 ３－２　一時預かり(預かり保育)事業 ３－３　病児･病後児保育事業 ３－４　特別保育事業

＜具体的施策＞

３－１　延長保育事業

町内では、久万こども園の降園時間後に実施されています。

保護者の就労などの実態に沿いながら、保育サービスを提供します。

延長保育の実施状況	１か所（久万こども園） **実施時間** 月～土　18:00～18:30 **対象者** ２・３号認定の方

３－２　一時預かり（預かり保育）事業

町内で実施されている一時預かり事業には、一般型（一時保育）と幼稚園型（預かり保育）があります。

一般型は、不定期な預かりニーズに対して保育を提供するものです。町内では、久万こども園で実施しています。

幼稚園型は、1号認定の子どもを対象に、降園後に継続して預かる事業です。町内では、久万こども園と町立幼稚園で実施を進めています。

今後も、保護者の就労など実態に沿いながら、保育サービスを提供します。

一時預かりの実施状況	【一般型】 1か所（久万こども園） 実施時間 月～金 9:00～17:00（15日前までの予約を要する） 対象者 1歳（普通食で歩けるお子さん）～3歳 利用料 2,000円（昼食・おやつ代を含む） 【幼稚園型】 久万こども園及び町立幼稚園 実施時間 施設により異なる 対象者 久万こども園（教育の部）及び幼稚園在籍園児 利用料 施設により異なる

３－３　病児・病後児保育事業

保護者の就労などの理由により、病気中の子ども（小学６年生まで）を家庭で保育できない場合に、専用施設において、一時的にお預かりをする事業です。中予３市３町で締結した連携協約の取り組みのひとつとして、松山市内の施設で実施しています。

病児・病後児保育の実施状況	４か所（松山市内の医療機関） 利用料 2,000円

３－４　特別保育事業

家族形態、保護者の就労状況などが変化する中、子育て家庭の保育ニーズも多様化しています。平日日中だけでなく、休日や夜間においても保育ニーズが潜在していることが考えられるため、関係機関と連携しながら、多様な保育ニーズに対応できる特別保育の提供を検討します。

４　児童虐待防止対策

施策の背景

支援の必要な要保護児童（虐待を受けている子どもや、様々な問題を抱えている子ども）や子育てをすることが難しい家庭において、複雑化、多様化する虐待の原因や家庭の環境対応するため、虐待の発生予防、早期発見、早期対応など、地域のネットワークによる取り組みを強化します。

また、一般的に虐待が乳幼児期に多く発生していることから、妊娠期から支援が必要な家庭を把握し、出産後も切れ目のない支援を実施していきます。

＜施策の展開＞

(4)児童虐待防止対策	４－１　要保護児童対策地域協議会(ネットワーク) ４－２　児童虐待に対する啓発活動

＜具体的施策＞

４－１　要保護児童対策地域協議会（ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会において、ケース会議や実務者会議等を開催し、支援内容の協議や情報の共有化、相互連携を行います。

また、協議内容についても必要な関係機関に共有し、日常的な支援につなげることで、虐待の未然防止に努めます。

４－２　児童虐待に対する啓発活動

日常生活の中で、児童虐待や疑いのある事態に直面した場合、通報等の適切な対応に至らない住民は少なくないと考えられます。児童虐待についての啓発活動により、地域で必要な支援につなぐ体制づくりを行います。

また、親であっても体罰によらず子どもと向きあえるよう、たたいたり怒鳴ったりすることが子どもに深刻な影響を与えることを啓発します。

５　家庭の教育力の向上

施策の背景

保護者が子どもと接する時間が減少傾向にあると考えられ、家庭の教育力の低下が指摘されています。

家庭教育は、全ての教育の出発点です。家族のふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、学校だけでは身につけきれないものが多く、それらは家庭・地域と連携しながら育んでいくべきものです。

保護者や地域と家庭教育の意義を共有しながら、学校・家庭・地域が連携して子どもの育ちや学びを支援できる地域づくりを行います。

＜施策の展開＞

(5)家庭の教育力の向上	５－１　家庭教育支援事業 ５－２　家庭教育講座 ５－３　PTA等との連携

＜具体的施策＞

５－１　家庭教育支援事業

地域子育て支援センター（HappyHouse）を会場とし、主に未就園児の子育て家庭の方へ集いの場と育児の情報を提供し、相談事業などを行っています。

地域の方や専門家を招いての Happy カフェや、児童館、学校訪問による相談事業などを実施し、孤立しがちな子育て世代と地域・学校をつなぐ窓口として活用されています。

５－２　家庭教育講座

地域と連携して子どもに多様な体験機会を、住民対象の講座や講演会等を通じて、家庭教育の大切さと地域として何ができるのかについて、普及啓発します。

５－３　ＰＴＡ等との連携

本町における子どもの育ちや学びについて、ＰＴＡ会員及び関係者と交流や意識共有を図り、学校・地域・家庭の連携を深め、ＰＴＡ活動の積極的な推進につなげます。

６　子どもの未来応援（子どもの貧困対策）

施策の背景

家庭の環境や経済的な状況によらず、全ての子どもが等しく健やかに成長できるよう、また、夢や希望を持って未来に向かって歩んでいけるよう、経済的支援を中心として子どもの未来を総合的に推進します。

＜施策の展開＞

(6)子どもの未来応援 （子どもの貧困対策）	６－１　子ども医療費助成 ６－２　おむつ券助成 ６－３　ひとり親家庭等医療費助成 ６－４　保育料の軽減 ６－５　子どもの未来応援拠点

＜具体的施策＞

６－１　子ども医療費助成

子ども医療費について、県の補助に加え町独自で支援を行っています。義務教育終了の 15 歳までの子どもを対象に、入通院時の自己負担額について、経済的支援として今後も継続します。

６－２　おむつ券助成

愛顔（えがお）の子育て応援事業として、県の補助に加え町独自で支援を行っています。３歳未満の乳児を対象に、紙おむつの購入補助として、町内の事業所で利用できる「愛顔っ子応援券（1,000 円×50 枚つづり）」を交付します。

６－３　ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等医療費について、20 歳未満で就職していない子どものいるひとり親家庭を対象として支援を行っています。

子どもの年齢により、利用できる助成制度が異なるため、適切な周知を行います。

年齢ごとの利用可能な医療費助成

<table>
<tr><th></th><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th><th>3 歳</th><th>4 歳</th><th>5 歳</th><th>6 歳</th><th>小学生以降</th></tr>
<tr><td>通院</td><td colspan="3">子ども医療</td><td colspan="5">ひとり親家庭医療</td></tr>
<tr><td>入院</td><td colspan="7">子ども医療</td><td>ひとり親家庭医療</td></tr>
</table>

６－４　保育料の軽減

令和元年 10 月から、３～５歳の全ての保育料が無償となりました。

また、０～２歳の保育料についても、本町は多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して独自で保育料軽減を行い、経済的に支援します。

６－５　子どもの未来応援拠点

家庭の環境や経済的な状況が多様化する中、家庭での学習や生活習慣などの家庭教育が十分でない子どもを支援する取り組みが求められています。

このため、子どもの居場所づくりを基本としながら、学びの場や多世代交流、食育（子ども食堂）など、地域課題に即した機能を備えた拠点づくりを検討します。拠点の備える機能については、保護者のニーズや地域の子どもの抱える多様な課題をふまえながら、担い手となる事業主体の資質を見極めつつ検討を行います。

第３節　地域の良さを活かした連携を推進します

１　安全・安心なまちづくり

施策の背景

近年、全国的に、子どもが犠牲になる交通事故や、子どもを狙った犯罪など、痛ましい事件が連続しており、本町においても、子どもが安全に安心して暮らせる地域環境づくりに注力する必要があります。

＜施策の展開＞

(1)安全･安心なまちづくり	１－１　交通安全指導･啓発 １－２　防犯パトロール

＜具体的施策＞

１－１　交通安全指導・啓発

子どもが安全に日常生活を送れるよう、日常的に通行する歩道等の安全をあらためて確認し、必要箇所に対しては対応を行います。

また、子どもや保護者の方を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を継続して実施し、子どもの交通事故の防止に努めます。

１－２　防犯パトロール

久万高原地区少年警察ボランティア協会員の活動、青色回転灯車による学校の登下校時の巡回パトロール等の防犯ボランティア活動を支援します。

２　仕事と子育てが両立できるまちづくり

施策の背景

日本の男性の家事・育児時間は、他の先進国と比べて短く、女性の就労が進む中で、仕事と子育ての両立の難しさや子育ての負担感の一因となっております。

令和元年に、町内の企業・団体に実施した独自調査によれば、回答した全ての企業・団体が何らかの両立支援を行っていましたが、従業員の家族形態を完全には把握していない企業・団体もあり、積極的な支援には至っていない可能性がうかがわれました。

特に女性の就業率が高いと考えられる本町においては、女性に育児の負担が集中しないために、男性だけでなく企業等に対しても啓発が必要です。

＜施策の展開＞

(2)仕事と子育てが両立できるまちづくり	２－１　男女共同参画の推進 ２－２　ワーク･ライフ･バランスの理解の推進（事業者等への啓発）

＜具体的施策＞

２－１　男女共同参画の推進

少子化の流れを変えるためには、特に父親が育児に積極的に関われるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を実現していくことが求められています。

「久万高原町男女共同参画推進計画」においても、男女が仕事と生活の調和を実現できることを基本目標の一つに定めており、ワーク・ライフ・バランスという言葉や意味について、住民への理解・浸透を図るとともに、考え方の普及啓発を推進します。

２－２　ワーク・ライフ・バランスの理解の推進（事業者等への啓発）

企業、事業主に対して、育児休業制度や両立支援助成金など関係法令・制度についての情報提供や普及啓発を推進し、男性従業員も含めて従業員が育児休業制度を取得しやすくなるよう、意識改革を推進します。

３　人材育成・子育て支援

施策の背景

子育て支援の担い手として活躍したい方は、地域に潜在していると考えられます。住民それぞれが、地域の子どもに対して何ができるかをあらためて認識し、子育て支援人材として育成する体制を充実させます。

また、地域できめ細かい子育て支援を展開していくため、支援や解決に向けた協働の取り組みができるしくみを整えます。

＜施策の展開＞

(3)人材育成･子育て支援	３－１　地域運営協議会 ３－２　家庭教育支援チーム ３－３　放課後対策人材の育成

＜具体的施策＞

３－１　地域運営協議会

本町では、過疎化が進んでも地域の自主的な自治活動を持続できるよう、旧小学校区を想定する単位で地域運営協議会の設立に取り組んでいます。

令和元年現在では、先行して面河地区に設立され、地域課題対策を住民全体の協力体制のもと協議･実践しています。今後町内全域において設立を推進し、福祉課題もその協議の対象としています。

地域の子どもを地域でいかに育てていくか、本協議会においても検討を進めます。

３－２　家庭教育支援チーム

「久万高原 Happy サポート」として、地域子育て支援センター（HappyHouse）において、保護者の交流や相談支援を行っています。

学校訪問を行うことや、地域人材を巻き込むことで、学校・家庭・地域の重要な橋渡し役としての機能を高め、住民主体の重要な取り組みとして、継続していく必要があります。

３－３　放課後対策人材の育成

児童館、放課後児童クラブ、放課後こども教室など、子どもに多様な体験を提供できる機会において、地域人材の力なしには推進できません。

放課後の子どもの居場所づくりの重要性を地域と共有し、体験機会に協力いただける人材の育成に取り組みます。

４　地域で育てる体制づくり

施策の背景

学校・家庭・地域での連携を推進するにあたり、子育ての当事者でない地域の主体的な参画を促すには、住民の理解を深める必要があります。

体験機会の提供や家庭教育の推進においては、特に地域の力が重要であり、地域で子どもを育てるために必要なことについて協議し、体制づくりを進めます。

＜施策の展開＞

(4)地域で育てる体制づくり	４－１　学校･家庭･地域連携推進事業 ４－２　地域と共にある学校づくり

＜具体的施策＞

４－１　学校・家庭・地域連携推進事業

愛媛県学校・家庭・地域連携推進事業補助金を活用し、「地域学校協働活動」（父二峰幼小・面河幼小・美川幼小）、「放課後子ども教室」、「家庭教育支援事業」の３つの事業に取り組んでいます。

今後、「学校を核とした地域力強化プラン」に係る国の動向や、コミュニティ・スクールの推進と併せて、より学校と家庭、地域が一体となった事業の展開に努めます。

４－２　地域と共にある学校づくり

現在、本町では、町内３校・園において「地域学校協働活動」（父二峰幼小・面河幼小・美川幼小）を実施しています。また、他校・園においても地域の実情に合わせて、地域との連携を深めながら、地域の特色ある教育活動を実施しています。

今後は、各地域での地域運営協議会の設立や、放課後の子どもの居場所づくりへの取り組みと併せて、コミュニティ・スクール化への研修の機会確保や、地域コーディネーターの養成等に取り組んでいきます。

５　木育※の推進

施策の背景

本町は面積の９割近くを山林が占めており、森林は私たちに最も身近な資源です。便利な時代になり、手間ひまかけた「モノづくり」や人と関わり合うことによる「遊び」や「学び」の大切さ、木や緑に囲まれたゆとりある空間や景観への配慮など、豊かな人間社会の形成に大切な感性や社会性を育む機会、価値観が失われつつあります。

このため、子どもの頃から身近に、木とふれあい、木に学び、木と生きることである「木育」を推進し、郷土への理解や愛着を深めます。

※木育・・・　幼児期から原体験としての木材との関わりを深め、豊かなくらしづくり、社会づくり、そして森づくりに貢献する住民の育成をめざす活動。

＜施策の展開＞

(5)木育の推進	５－１　ウッドスタート※の推進 ５－２　学校教育における木育の推進

※ウッドスタート・・・　日本グッド・トイ委員会が展開している「木育」の行動プランのこと。この活動では、「木」を真ん中に置いた子育て・子育ち環境を整備し、子どもをはじめるとする全ての人たちが、木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにしていく取り組みです。

＜具体的施策＞

５－１　ウッドスタートの推進

「ウッドスタート宣言」を行い地域資源である木材への徹底したこだわりを持ったまちづくりに取り組むことにより、木材や地域への愛着を醸成します。

新生児に地域でつくられた木製玩具をプレゼントし、「木」を中心に置いた子育て・子育ち環境の整備を推進します。子どもをはじめとする全ての人が、木のぬくもりを感じながら、暮らしの中で木に親しむことができるようにしていきます。

５－２　学校教育における木育の推進

幼稚園・こども園から高等学校につながる教育・保育の中に、「木に親しむための活動」や「緑の少年団活動」等、本町の豊かな自然に触れる活動を積極的に取り入れ、森林を生かした「木育」を通して、郷土を愛する心を育てます。

第５章　子ども・子育て支援サービスの見込量

第１節　需要量の算出方法

需要量の見込みは、本町における利用実績（住民の町外利用含む）から、人口動向により基礎値を算出し、さらに本年度に実施したニーズ調査の結果にみられる潜在就労意向や潜在ニーズを加味して算出しました。

基本的な算出の考え方

各事業の利用実績 ✖ 人口動向による変化（推計人口による補正） ✖ 潜在就労意向・潜在ニーズ（アンケート調査による補正）

第２節　推計人口

コーホート変化率法により推計します。コーホート変化率法は、過去の実績人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

基準時点は平成31年４月１日とし､以下の人口動向となることが見込まれます。

年齢	平成 31 年 令和元年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	36	30	30	28	28	26
1歳	29	39	31	31	30	30
2歳	32	29	38	30	30	29
3歳	43	35	30	41	32	32
4歳	47	46	37	32	43	34
5歳	31	43	44	35	30	40
6歳	33	31	44	44	37	30
7歳	44	33	31	44	43	37
8歳	41	43	32	30	43	43
9歳	41	40	42	31	30	42
10歳	45	40	39	41	31	30
11歳	42	43	39	38	40	30
合計	**464**	**452**	**437**	**425**	**417**	**403**

※各年4月1日（単位：人）

第３節　幼児教育・保育の需要量と確保方策

１　量の見込み

町内に居住する子どもの施設型給付・地域型保育給付の需要量と提供見込量は、以下の通りです。

○教育（幼稚園、認定こども園１号）　※各年5月1日（単位：人）

	平成 31 年 令和元年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定（3～5歳：幼稚園等）	72	20	18	17	17	17
2号認定（3～5歳：幼稚園等）		33	29	28	28	28
合計	72	53	47	45	45	45
供給量	178	178	178	178	178	178

※供給量の考え方：久万こども園の１号認定定員 10 名の他に、久万幼稚園を 40 名、他８幼稚園を１園につき 16 名（保育士配置基準相当）の供給力があるとした。

○保育（認定こども園２・３号）　※各年4月1日（単位：人）

	平成 31 年 令和元年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
2号認定（3～5歳：保育園等）	40	64	57	56	54	55
3号認定（0歳）	6	5	5	5	5	5
3号認定（1、2歳）	32	36	36	32	31	31
合計	78	105	98	93	90	91
供給量	80	80	80	80	80	80

※供給量の考え方：久万こども園の２・３号認定の定員。不足分については、教育や独自事業での充足を想定することとする。

■教育＋保育

	平成 31 年 令和元年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量合計	**150**	**158**	**145**	**138**	**135**	**136**
供給量合計	**258**	**258**	**258**	**258**	**258**	**258**

２　確保方策について

本町全体では充足していますが、特に保育については供給不足状態にあります。当面は幼稚園利用を促し、保育の供給不足の解消に取り組みます。

第４節　地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策

１　利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

令和２年度より保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、当事業に取り組みます。

	単位	平成 31 年 令和元年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	箇所	1	1	1	1	1	1
供給量	箇所	0	1	1	1	1	1

２　地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・つどいの広場）

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

現在実施している事業を、引き続き実施します。

	単位	平成 30 年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	月間延べ 利用組数	492	700	707	635	628	607
供給量		492	700	707	635	628	607

※供給量の考え方：来所者については全て対応する性質の事業であることから、需要量と同数とした。

３　妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在、受診する妊婦に対して、14 回の助成を行っています。安全で安心な出産のために、引き続き 14 回の助成を推進していきます。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	利用回数	420	392	392	364	364
供給量		420	392	392	364	364

４　乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児がいる全家庭を保健師、看護師、助産師、保育士等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

引き続き、全家庭への訪問を実施していきます。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	人	30	30	28	28	26
供給量		30	30	28	28	26

５　養育支援訪問事業等

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

リスクある家庭を把握し、専門機関による支援等につなげるため、事業を推進します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	人	1	1	1	1	1
供給量		1	1	1	1	1

６　子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として７日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

現在、本町ではいずれも実施していませんが、アンケート調査においてはニーズが若干見られたため、他の事業の整備とあわせて当該ニーズの充足を検討します。

	単位	平成 31 年（実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	年間延べ利用人数	0	1	1	1	1	1
供給量		0	0	0	0	0	0

７　ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

しかし、本町の実情を考慮すると子育て対象者に限っての体制づくりは難しいと考えられるため、ニーズを充足するための他の方法について検討することとします。

	単位	平成 30 年（実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未就学児の需要量	年間延べ利用人数		15	15	15	14	14
就学児の需要量			6	6	5	5	5

8　一時預かり事業

一時預かり事業は、乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。幼稚園の預かり保育もこの区分となります。

現在、久万こども園で実施されています。

また、本事業には該当しませんが、町立幼稚園で預かり保育の取り組みがあり、本事業と連携しながら供給体制を確保します。

	単位	平成 30 年（実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量（幼稚園型）	年間延べ利用人数	21	26	23	23	22	22
需要量（一般型）		317	352	333	312	306	303

9　延長保育事業

延長保育事業は、11 時間以上の開所時間で保育を行う事業です。

現状の事業を継続します。

	単位	平成 30 年（実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	人	20	22	21	20	19	19
供給量		20	22	21	20	19	19

10　病児保育事業

病児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

広域連携により、松山市内に利用できる医療機関が４か所あり、この体制を継続します。

	単位	平成 29 年（実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
需要量	人	8	10	9	9	8	8
供給量		8	10	9	9	8	8

11　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

利用実績に大幅な伸びはなく、現状の体制で今後も充足が可能と考えられるため、現在の体制を維持します。

	単位	平成 31 年 令和元年 （実績）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	人	11	8	11	11	9	8
2年生		18	16	15	22	21	18
3年生		12	13	10	9	13	13
4年生		14	12	13	9	9	13
5年生		7	6	6	6	5	4
6年生		7	7	6	6	7	5
需要量計		**69**	**62**	**61**	**64**	**64**	**61**
供給量		**90**	**90**	**90**	**90**	**90**	**90**

12　実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払わなくてはならない日用品、文房具などの物品の購入のための費用や、行事への参加のための費用などを助成し、保護者の経済的負担を軽減するものです。公平さ、公正さを確保しながら、適正な運用に努めていきます。

13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設などに民間事業者が参入することを図るための調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営を促進するための事業です。

第５節　確保方策推進にあたっての考え方

前述の確保方策推進にあたっては、次の考え方をもって取り組みます。

１　幼児教育・保育の一体的提供

平成 30 年に久万保育園が、幼保連携型認定こども園久万こども園に移行し、本町においては、教育・保育を一体的に提供する体制が整備されました。

この体制のもと、幼児教育・保育の一体的提供を推進します。

２　質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について

本町は広大な面積ゆえに、人口減少による幼稚園利用者の減少にあっても、幼稚園の再編・統合等が現状では困難であり、各幼稚園での集団の確保が極めて困難な状況にあります。

質の高い幼児教育の提供のため、幼稚園・こども園等の相互交流を定期的に行うとともに、「幼児教育の推進体制構築事業」等の事例を考慮しながら、町内の幼児教育の質の確保に取り組みます。

３　教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携等の推進について

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、子ども・子育て支援に関わる方、全ての関係者同士の密着な連携が必要です。

関係者間で意見交換や情報交換を行う場を設けるなど、町として支援していきます。

また、０～２歳に係る取り組みと３～５歳に係る取り組みの連携を進めるため、さらには、幼稚園・こども園から小学校へ子どもが円滑な移行を行えるようにするために、幼稚園・こども園と小学校の連携強化を図ります。

第６章　計画の推進

第１節　計画の推進にあたっての役割分担と連携

１　連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

住民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとの関わりが重要な要素であることから、子どもを含む住民やＮＰＯ、地域団体などの各種関係主体と連携し、施策を推進していきます。

２　庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部門、教育関係部門など、様々な部門に及びます。

住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、各関係部門の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

３　役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記の通りとします。

関係主体	役割
久万高原町	1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行います。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保します。

関係主体	役割
愛媛県	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行います。 特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じます。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じます。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備します。 国又は愛媛県や本町が講ずる子ども･子育て支援へ協力します。
住民 （NPO等含む）	子ども･子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は愛媛県や本町が講ずる子ども･子育て支援へ協力します。

第２節　計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

このため、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

また、計画の実施状況の点検結果については、「久万高原町子ども・子育て会議」での審議を行うものとします。

資料編

例規

久万高原町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第26号

(設置)

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第１項及び第３項の規定に基づき、同条第１項の合議制の機関として、久万高原町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置くとともに、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条　子ども・子育て会議は次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　法第77条第１項各号に掲げる事項

(2)　児童福祉法に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第３条　子ども・子育て会議は、委員９人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　法第６条第２項に規定する保護者

(2)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　前３号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第５条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(雑則)

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

２　最初に招集される会議は、第６条の規定にかかわらず、町長が招集する。

計画策定の経過

平成30年度

１月16日	平成30年度久万高原町子ども・子育て会議開催 （1）久万高原町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について （2）来年度の計画策定に向けてのニーズ調査の内容について （3）その他
２月	子育て支援に関するニーズ調査実施

令和元年度

８月	計画策定に向けた各施設へのヒアリング実施 （保健センター、教育委員会、社会福祉法人育和会）
８月19日	令和元年第１回久万高原町子ども・子育て会議開催 （1）現行計画の進捗状況について （2）ニーズ調査の結果について （3）国の動向について（幼児教育・保育の無償化、基本指針） （4）量の見込みについて
９月	企業・団体等における子育て支援に関するアンケート調査実施 （町内事業所８か所）
12月４日	令和元年第２回久万高原町子ども・子育て会議開催 （1）第２期久万高原町子ども・子育て支援事業計画の素案について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
２月21日	令和元年第３回久万高原町子ども・子育て会議開催 （1）第２期久万高原町子ども・子育て支援事業計画について （2）来年度の保育の申し込み状況について （3）幼稚園の預かり保育について （4）その他

久万高原町子ども･子育て会議委員名簿

機関・団体	氏　　名	備 考
幼稚園長代表	福井　隆也	明神幼稚園長
私立こども園長	白川　真理	久万こども園長
こども園父母の会代表	中川　隆範	久万こども園父母の会長
幼稚園保護者代表	土居　克彦	久万幼稚園PTA会長
子育て支援団体代表	西野　眞知子	マザーグースの会会長
議会代表	熊代　祐己	総務文教厚生常任委員長
	大原　貴明	総務文教厚生常任副委員長
学識経験者	村上　裕美	元久万幼稚園PTA会長
	木下　弘美	久万幼稚園教頭
行政関係者	髙山　稔明	久万高原町副町長
	小野　敏信	久万高原町教育長

第２期　久万高原町子ども・子育て支援事業計画

【発行】久万高原町 保健福祉課

〒791-1201　愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212

TEL：0892-21-1111　　FAX：0892-21-2862